

商談室利用申請書

年 月 日

公益財団法人しまね産業振興財団

代表理事 副理事長 様

申請者 所在地
(フリガナ)

名称

代表者氏名 印

電話番号 () -

しまねビジネスセンターの商談室を使用したいので申請します。

また、当社は、「しまねビジネスセンター商談室」を利用する者として、しまねビジネスセンター(東京)利用規定第2条3項に定めるいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、またはこの誓約を反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

使用期間 ※1回の利用は原則として4時間以内	年 月 日 () 時 分～
	年 月 日 () 時 分
	年 月 日 () 時 分～
	年 月 日 () 時 分
使用目的および内容	
使用を希望する施設	1. プレゼンルーム (定員 8 名) 2. 応接室 1 (定員 4 名) ※ <u>クローズの部屋になります</u> 3. 応接室 2 (定員 4 名) ※ <u>欄間の部屋になります</u>
使用人数	名 (うち、自社社員 名、その他(取引先等) 名)
持ち込み設備・機器	※商談室の利用にあたり持ち込まれる設備・機器がありましたら、ご記入ください。当センターでは備付ホワイトボード以外の機器等の貸出は行いません。
使用責任者	住所 〒 氏名 電話番号 () - Email @

※ ご提出いただいた内容については利用申請にかかる手続き以外には使用いたしません。

しまねビジネスセンター(東京)利用規定第2条3項より抜粋

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、事故、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。